

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から同年12月まで

20歳になった後、実家の両親が国民年金の加入手続きを行ってくれた。昭和49年に結婚し、その後しばらく実家の両親がA県で国民年金保険料を納付してくれていたが、B市に転居して以降は自分で保険料を納付した。申立期間の前後は納付済みとなっているのに、申立期間のみ未納とされているのは納付できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は納付済みと記録されており、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録とは一致しないにもかかわらず記録訂正等の形跡はうかがえない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると申立人の納付記録は申立期間が未納とされていたことから、同台帳の記載と合致させるため、平成22年9月30日にオンライン記録について申立期間である昭和50年10月から同年12月までの期間は納付済みから未納に、申立期間に続く51年1月から同年3月までの期間を未納から納付済みにする訂正処理が行われていることが確認できる等、申立人の国民年金に係る記録管理が適正に行われていたとは言い難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年5月31日に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで確認でき、それ以降61年3月までの期間の国民年金保険料を全て現年度納付しているところ、あえて申立期間のみ納付しないというのは不自然である。

加えて、申立期間について催告等が行われた形跡は無く、申立期間は3か

月と短期間である上、申立期間の前後を通じ申立人には転職や住所移転等、生活上の大きな変化はみられないことから、申立期間の保険料のみ納付しない特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

私が以前勤務していたB社から、「事務手続の誤りにより、貴殿の年金記録に1か月の未加入期間が生じたため、第三者委員会へ申し立て、記録を訂正してもらうように。」と連絡があった。

申立期間も勤務していたことを示す在籍証明書を提出するので、審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及び事業主の回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月20日から39年6月25日まで
② 昭和40年3月1日から41年3月12日まで
③ 昭和41年8月8日から同年11月26日まで
④ 昭和41年12月1日から44年2月1日まで
⑤ 昭和44年4月1日から同年10月1日まで

私の年金記録では、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、申請した記憶も無い。調査して記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の4回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、そのうちの1回の被保険者期間は申立期間よりも長い75か月であることから、申立人がこれらを失念するとは考え難い。

また、申立期間⑤の後について、オンライン記録によると、昭和49年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの期間は、公的年金の加入記録は確認できないものの、申立人は当該期間について別の事業所で勤務していたことを具体的に記憶している上、申立人は、申立期間②において勤務していた事業所の事務担当者から「脱退手当金を受給すると損だ。」と聞いていたとしていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求していたとは考え難い。

さらに、申立期間⑤に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格喪失日に脱退手当金の受給要件を満

たしている者 49 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除き支給記録が確認できる者はいないことから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 9 月まで
年金事務所の調査により、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間について妻が納付済みになっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされているのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は旧通算老齢年金の受給資格期間短縮対象者であり、昭和 36 年 4 月以降に 19 年間納付することにより受給権を満了することになるところ、申立期間直後の 40 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料が 49 年 10 月 21 日に特例納付されていることが被保険者台帳により確認でき、当時年金受給権を確保する目的で特例納付を利用して 19 年の受給資格期間を満了することになる 40 年 10 月まで遡って保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立人の妻が、自身の受給権を満了するためには、昭和 36 年 4 月以降に 21 年間納付することが必要であるところ、39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 12 月 27 日に特例納付していることが同人に係る被保険者台帳により確認でき、納付の時点で 18 か月の未納期間があったため、39 年 4 月まで遡って納付したと推認され、申立人とは特例納付時期も異なることを踏まえると、申立期間の保険料が申立人の妻のみ納付されていることに不自然さは認められない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実際に保険料納付を行ったとされる申立人の妻は既に死亡しており、当時の具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年8月までの期間及び59年7月から平成2年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月から58年8月まで
② 昭和59年7月から平成2年11月まで

国民年金の納付書を市役所窓口に持参し、何回か納付した記憶がある。申立期間の全部は納付していないかもしれないが、半分ぐらいは納付したのではないかと思うので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月16日に職権適用で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿により確認することができ、この時点で申立期間①は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、昭和56年9月から60年11月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は「何回か納付した記憶がある。申立期間の全部は納付していないかもしれないが、半分ぐらいは納付したのではないかと思う。」と述べているが、納付時期や納付頻度についての記憶が曖昧で、保険料を納付したとする期間を特定することができないなど、具体的な納付状況が不明である上、この記憶が申立期間の国民年金保険料の納付に係る記憶であると推認できる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は延べ101か月に及んでおり、A市及び社会保険事務所(当時)のいずれにおいてもこれほどの長期間にわたり連続して事務的過誤

を繰り返したとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から11年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から11年1月まで
ねんきん特別便が届いて、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間は学生であり、私の代わりに母が免除申請をしてくれていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人について、申立期間直後の平成11年2月から同年3月までの免除申請が同年3月25日に行われていることがオンライン記録により確認できるところ、申立期間当時、免除は申請手続のあった月の前月まで遡及して適用されていたことから、当該時点では申立期間に遡って免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

また、申立人に対して平成12年11月8日に納付書が作成されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の国民年金に係る保険料免除状況を踏まえると、当該納付書は申立期間の一部に係る過年度用納付書であり、この時点で申立期間の一部は未納とされていたものと推認される。

さらに、A年金事務所は、「申立人に対して誕生日前日である平成9年*月*日に取得届が提出されたことにより手帳が発行されている。」と回答しており、また、B市役所は、「職権で取得届の提出及び手帳の発行をしていたかは不明であるが、誕生日前日に取得届が提出されているのであれば、当市から職権で提出した可能性も考えられる。」と説明していることに加えて、申立人の母は、「加入手続はしていない。手帳が送られてきた。」と述べていることから、申立人の年金手帳は職権により発行されたものと推認でき、手帳発行時には免除申請が行われていないと考えられる。

加えて、申立期間は保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図ら

れた平成9年1月1日の基礎年金番号導入以降であることを踏まえると、申立期間に係る免除記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人は免除手続きに関与しておらず、実際に免除手続きを行ったとされる申立人の母親も申立期間に係る免除手続きについての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る特別一時金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、A市役所において、申立期間の特別一時金を受け取ったが、その際、同市役所の職員から、その支給の対象となる期間は国民年金の老齢給付の支給要件上の納付済期間から除かれ、年金受給額に反映されなくなるということについて、説明を受けておらず、十分な説明をしないまま、特別一時金を支給し、納付済期間に算入しないということでは納得できないので、申立期間について、再び国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の特別一時金の受給を認めている上、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の特別一時金として、昭和 61 年 9 月 30 日に申立人に対して 36 万円が支給されたことを示す記載を確認することができ、その支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る特別一時金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、特別一時金の受給を認めながら、A市役所の職員から、特別一時金を受給した場合には、その支給の対象となった期間は、納付済期間から除かれ、年金受給額に反映されないことについて、申立期間当時、説明を受けておらず、同市役所は、十分な説明をすべきであったと主張して記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時特別一時金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、同市役所の説明が十分行われたか否かについてまで判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 21 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 1 月末にA社を退職した。手元にある「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」がいつどのような経緯で送られてきたのか記憶に無いが、この通知書は、受給資格があるという意味だと思っていた。受給手続きをしなければ年金として受け取れると信じていた。私は、脱退手当金を受給していないし、実家の家族からも受け取った話は聞いていない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 43 年 3 月 29 日に支給決定されているほか、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失している者のうち脱退手当金の受給要件を満たしている者は26人いるが、そのうち16人が同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、さらにそのうちの14人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、A社は、「申立期間当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行い、希望する者に対しては代理で手続きを行っていたと思われる。」と回答していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされているところ、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できる上、厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は当該通知書を所持している。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 26 日から 28 年 5 月 14 日まで
② 昭和 31 年 5 月 2 日から 32 年 9 月 30 日まで
③ 昭和 34 年 6 月 19 日から 36 年 7 月 26 日まで
④ 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 2 日まで
⑤ 昭和 39 年 5 月 22 日から 41 年 5 月 4 日まで

私の年金記録では、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金の制度自体を知らず、受給した記憶も無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までの脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月27日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失している者のうち脱退手当金の受給要件を満たしている者は36人いるが、そのうちの26人が同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、26人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、そのうちの一人は、「労務担当の社員から脱退手当金について説明を受けた。脱退手当金の手続に関し

て自分で行った記憶は無いので会社が行ってくれたかもしれない。」と証言していることなどを踏まえると、当該期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

- 2 申立期間④及び⑤に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、住所欄には当時申立人が居住していたと記憶する住所地在記載されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間⑤のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間④とは異なる記号番号で管理されていたところ、同名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、脱退手当金の支給決定日の直前である昭和42年8月5日に当該記号番号の重複取消処理が行われた記録が確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 16 日から 44 年 7 月 26 日まで
私は、結婚が決まったので、A社B工場を退職した。退職時に事業所から結婚祝い金を受け取った記憶はあるが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年8月27日に支給決定されているほか、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後の被保険者に係る脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人が同社を退職した時期を含む昭和42年から45年までに被保険者資格を喪失している女性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者は32人いるが、そのうち17人が同社を退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、さらにそのうちの16人が被保険者資格喪失日から半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、申立期間の脱退手当金は、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされているところ、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申

立人の意思に基づかない脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

加えて、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいふことができない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 36 年 9 月 7 日まで

老齢年金の請求時に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みである旨の説明を受けた。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続きもしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番から*番までの被保険者のうち、被保険者期間が2年以上の女性16人中12人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の姉妹*人も、A社に勤務していたところ、*人全員に、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の支給記録が確認できることに加え、うち2人は被保険者資格喪失日が申立人と同日で、このうち1人は脱退手当金支給日も申立人と同日となっている。

さらに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 22 日から 36 年 9 月 7 日まで
老齢年金の請求時に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みである旨の説明を受けた。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続もしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番から*番までの被保険者のうち、被保険者期間が2年以上の女性16人中12人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の姉妹*人も、A社に勤務していたところ、*人全員に、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の支給記録が確認できることに加え、うち2人は厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同日で、このうち1人は脱退手当金支給日も申立人と同日となっている。

さらに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は昭和54年12月に国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納付期間が申立期間と重複する36年4月以降であることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 20 日から 36 年 9 月 7 日まで
老齢年金の請求時に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みである旨の説明を受けた。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続もしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番から*番までの被保険者のうち、被保険者期間が2年以上の女性 16 人中 12 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の姉*人も、A社に勤務していたところ、*人全員に、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の支給記録が確認できることに加え、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 17 日から 36 年 5 月 21 日までの期間及び同年 9 月 10 日から 40 年 2 月 1 日までの期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 9 月頃から 42 年 3 月頃までの期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 17 日から 36 年 5 月 21 日まで
② 昭和 36 年 9 月 10 日から 40 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 9 月頃から 42 年 3 月頃まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、申立期間①のA社及び申立期間②のB社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、B社から給料以外の金銭を受け取った記憶も無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

申立期間③については、昭和 41 年にC業務の免許を取得し、D社にC業務として勤務した。会社はE市にあったが何区かは覚えていない。通勤に利用した電車、乗降駅、付近の目印になる建物などの記憶は無いが、商店街を歩いて通勤していたことは記憶している。会社はワンフロアでフロアの一角にガラス張りのC業務の部屋があった。従業員数は 30 人から 40 人ぐらいで、C業務に 2 人か 3 人勤務していた。D社という名称であったが、私の勤務地には事務職だけが働いていて製品は作っていなかった。社長の氏名も同僚の氏名も覚えていないが、勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手

当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給決定日前に厚生年金保険被保険者期間が確認できた事業所（B社及びその直前に勤務したA社）の厚生年金保険被保険者期間を基礎として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③について、申立人はD社に勤務していたと申し立てしているところ、オンライン記録において、同名称の厚生年金保険適用事業所の記録は確認できないが、類似の「F社」の名称の適用事業所が確認でき、申立期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の同社に関する供述が、申立人の記憶する事業所の状況とが一致することから、申立人が勤務していた事業所は同社と推認できる。

しかし、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在も不明なことから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

また、F社の複数の同僚に照会したが、申立人を記憶する者がいないため、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、上記同僚と一緒にF社に勤務していた者として氏名を挙げた者は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、上記複数の同僚のうち一人は、自身の入社日は厚生年金保険の被保険者資格取得日の数か月前であると証言している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1280 (事案 259 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 21 日から 53 年 4 月 1 日まで
前回の申立ては認められなかったが、今回、A 社に正社員として勤務していた期間を事業主に証明してもらった。正社員であれば厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社に係る健康保険被保険者記録によると健康保険整理番号に欠番は無く、申立期間及びその前後の期間において申立人に係る厚生年金保険被保険者原票も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、ii) 同僚は、「本人の希望により社会保険に加入しない人もいた。」としていることから、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは必ずしも言えないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 5 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人は正社員として勤務していたとする期間の在籍証明書を提出しているが、事業主は、平成*年の火災により人事記録は焼失しており、在籍期間に係る確かな記憶が無いまま申立人の主張どおり証明した旨証言している。

また、事業主は、従業員の中には厚生年金保険に加入しない者が多数いた旨証言している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年3月1日まで

私は、就職専門雑誌を見てA社に応募し、初の女性事務員として入社した。当該就職専門雑誌には「社会保険完備」とあり、採用面接時にも口頭で確認した。

しかしながら、A社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立期間当時、従業員は申立人を含め二人しかおらず、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している上、前述の同僚は、「私は、平成2年2月に入社したが、当時は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 26 日から 33 年 9 月 30 日まで
結婚前に勤務した A 社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した記録となっているが、退職時に会社から脱退手当金に関する説明を受けたことは無く、脱退手当金という言葉さえ知らなかった。
脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されたページを含む前後 6 ページに記載された被保険者について脱退手当金の受給状況を調査したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性は 7 人（申立人を含む）おり、このうち退職日から約 5 か月後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した 1 人を除く 6 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 4 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、同社においては事業主による代理請求がなされていた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す記録があるほか、当該脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月半後の昭和 34 年 3 月 7 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつか見えない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、受給権を得るためには厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上必要であったところ、申立人は、申立期間の事業所退職後はすぐに正社員として働くことを考えていなかった旨を供述していることを踏まえると、申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいくつか見えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 6 日から 41 年 6 月 30 日まで

日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届き、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。同社で社会保険関係の仕事に携わっており、多少は厚生年金保険についての知識もあったので、脱退手当金を請求するはずがない。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後 50 人の被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 41 年 6 月の前後 2 年以内に資格喪失した女性 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 8 人が資格喪失後約 4 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 10 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。